

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
I 男女平等意識の向上	1 男女平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担 固定的性別役割分担意識を是正するため、つどい、セミナー、講演会を開催し、主体的な生き方について研修の機会を提供していきます。また、男女平等の視点に立った地域・家庭における慣習・慣行の見直しを促進するため、地域等での出前講座を実施し、身近な出来事をテーマにした寸劇等により、解りやすい方法で意識改革を促していきます。	① 市民参加型の学習会、研修会及び地域講座の計画 ○ 男女共同参画週間事業、セミナーを開催する。 ○ 地域や団体での出前講座を実施し、意識の是正を図る。	総務課	○ 男女共同参画週間事業として「男女共同参画啓発推進委員会」「こが・新宮翼の会」「農業女性活動促進事業推進協議会」と共働で「男女共同参画のつどい」を開催した。 日時:6月27日(土) 内容: ①ミニコンサート(Natural One) ②男女共同参画表彰《企業・個人・団体》 ③市民から募集した「一行詩」の最優秀作品の表彰 《表彰者6人》 ④講演:「自分ブランドで生きる!」 講師:上田 あい子 氏(株式会社P&Cプランニング 代表取締役) 参加者137人(女性95人、男性22人) ○ 男女共同参画啓発推進委員と共働で男女共同参画社会を目指し、セミナーを開催した。 ・第1回9月7日(金)13:30～16:00 講演「社会参画で、健康寿命を伸ばそう!」～ 講師:三浦 清一郎 氏(生涯学習通信「風の便り」編集長) 団体紹介(文化協会・体育協会など) 参加者:97人(女性53人,男性44人) ・第2回10月30日(金)10:30～12:30 ワークショップ「第1回輝け!☆KOGAサミット2015」 ファシリテーター:鮫島 宗哉 氏(プロコーチ、アナウンサー) 朗読劇「みんなで△・二重丸」古賀市男女共同参画啓発推進委員他 参加者:35人(女性22人,男性13人) ・第3回11月5日(木)10:30～12:30 ワークショップ「第1回輝け!☆KOGAサミット2015」 ファシリテーター:鮫島 宗哉 氏(プロコーチ、アナウンサー) 朗読劇「みんなで△・二重丸」古賀市男女共同参画啓発推進委員他 パネルディスカッション「外国の人からみた古賀のよいとこ、外国の状況」 参加者40人(女性22人,男性18人) ○ 出前事業 ・9月28日(月)16:00～17:00 講演「デートDV講座」 講師:倉富 史枝 氏(NPO法人ジェンダー研究所理事) 対象:古賀竟成館高校全校生徒 ・平成28年3月28日(月)19:00～19:50 出前講座「男女共同参画社会ってなあに?」 朗読劇『みんなで△・二重丸』 出演:男女共同参画啓発推進委員・市内女性学級から2名 市民・事業所意識調査からのクイズ、お知らせ 対象:市内女性学級 【総務課】	○ 広く一般市民を対象に「男女共同参画のつどい」を開催することにより、男女共同参画に対する市民の理解を深め、男女共同参画社会の形成を促進することを目的として毎年男女共同参画週間(6月23日～6月29日)中の土曜日に開催している。例年開催していたリーパスプラザ大会議室が工事で使用できなかったため、福岡女学院看護大学大講義室で開催した。開催場所が看護大学ということで、主なターゲットを今まで参加がなかったが、20代・30代女性とし、講演はワーク・ライフ・バランスのロールモデルとなりうる上田あい子氏に依頼した。上田氏は、がんで髪の毛を失った女性にかつらを貸し出す事業を行っているNPO法人ウィッグリング・ジャパンの代表理事でもあり、その半生から多くのことを学ぶことができた。行政区回覧の依頼や広報こがに掲載、民生委員・児童委員総会や生き活き音楽校で参加を呼びかけるなどの周知を行った。(H25:122人,H26:285人)参加者は40代・50代の女性が多かったが、ターゲットとしていた20代・30代女性の参加者もいた。ミニコンサートについても、アンケートへの記載や会場の反応からも好評であったことが伺えた。27年度から開始した「男女共同参画表彰・輝き☆KOGAびと」では、企業・個人・団体を各1組を表彰した。各々の関係者も出席し、活気が出た。「一行詩」の表彰は、27年度から部門別に表彰者を絞ったため、兼ねてからの課題であった、表彰終了後に関係者が大量に退席することがなかった。また、作品を読み上げると、笑いや感嘆が漏れ、男女共同参画への興味・関心を引き出したと思われる。今後もターゲット層をしばり、講師選定を行うなど、様々な面から男女共同参画を考えたつどいを開催し、参加が少ない男性も参加しやすいように工夫したい。 ○ セミナーの周知については、市の広報・行事予定表やチラシの配布等、ホームページやツイッターを利用したインターネットでの情報提供や、他所管課主催のイベントなど様々な機会を通じて参加の呼びかけを行った。第1回については、定年後の男性をターゲットにし、講演後もすぐに活動へ結び付けられるように、市民団体の団体紹介を行った。講師には、「老後は『キョウイク(今日行くところ)とキョウヨウ(今日用事がある)が必要である』を提唱する生涯学習通信「風の便り」編集長である三浦さんを招いた。アンケート結果から、講演は大変好評であった。団体紹介を行ったことで、講演で高まった社会参画へのモチベーションをそのまま活動に繋げることができた。セミナー終了後も、参加者が市民団体への加入する事例が見受けられ、男性の地域活動参加を促す機会となったことが伺えた。第2回・第3回については、2回の連続講座とした。審議会委員などを対象とするため、各課の協力を得て審議委員に対し案内チラシを配布した。加えてPTA役員会・育成会などでの配布を依頼した。ファシリテーターは2回とも鮫島さんを招き、学校教育課の協力でALTのサラさん、イバンさんにも参加していただいた。また、市民で構成されている男女共同参画啓発推進委員により、地域での役員決めを題材にした朗読劇も行った。ワークショップの内容は、ワールドカフェ形式で初回は「あなたは古賀市民として何を大切にしていますか?」、2回目は「男性も女性も外国の人も笑顔で暮らすために、古賀市は未来はどうなっていればいいですか」をテーマに話し合った。2回目はALTによるパネルディスカッションもあり、参加者からは「2回連続だったので、深く話ができた」「人との繋がりができた」など好評であった。今後も、ターゲットを絞ってセミナーを行うなど、今まで参加したことがない人を一度は参加してもらいようにすることが課題である。 ○ 「デートDV講座」については、生徒602名中555名、教師47名、計649名中602名参加。アンケートにより「良く分かった」「大体分かった」が98%であり、デートDVへの理解を深めた。「出前講座」については、受講人数20名。受講者の半分为「とても良く理解できた」と回答し、「理解できなかった」の回答者はいなかった。朗読劇が面白かったとの評判がよかった。市民・事業所意識調査については、「資料を使つての説明がよくわかった」と「難しかった」との感想があった。今後も市内高校・中学や団体などで対象者に合った講座や啓発推進委員が行う寸劇などで啓発に努めたい。 【総務課】	○ 「男女共同参画のつどい」やセミナーは、多くの参加者を集めている点が評価できる。今後は講師の選定や広報の方法において、男性の参加者を増やす工夫をしてほしい。

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
I 男女平等意識の向上	1 男女平等意識の形成	(1) 固定的性別役割分担	② 広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌等による情報提供 ○ 特集を組む等、定期的に記事を掲載する。 ○ 情報誌の発行により、意識の是正を効果的に進める。	総務課 経営企画課 人権センター	○ 広報 ・4月号…輝き☆KOGAびと②市内の男性保育士 ・5月号…(情報BOX) ・6月号…輝き☆KOGAびと③こが・新宮翼の会 (INFO)男女共同参画のつどい ・7月号…(情報BOX) ・8月号…輝き☆KOGAびと④男女共同参画表彰受賞者「一行詩」最優秀作品、第1回男女共同参画セミナー ・9月号…(INFO)かすや地区女性ホットライン ・10月号…輝けKOGA☆サミット2015 ・11月号…輝き☆KOGAびと⑤日本食品株式会社 ・1月号…輝き☆KOGAびと⑥株式会社正興電機製作所 ・3月号…輝き☆KOGAびと⑦古賀花見郵便局 (情報BOX) ・県男女共同参画表彰候補者募集・日本女性会議参加者募集 ○ 行事予定 ・「配偶者からの暴力に関する相談窓口」/「女性研修の翼団員募集」/「第2回男女共同参画セミナー」/「地域における女性の活躍推進モデル事業実施団体募集」など事業参加者募集について掲載 ○ ホームページ ・「つどい開催案内」「セミナー開催案内」「一行詩表彰、募集」など掲載 ・平成26年度は、「男女共同参画の推進に向けて」「男女共同参画からのお知らせ」「男女共同参画に関する法律等」「男女共同参画からの募集」の4ページだったが、より見易くするために「男女共同参画からのお知らせ」ページを「男女共同参画のつどい」「男女共同参画平成26年度イベントなど」「男女共同参画『輝き☆KOGAびと』」「男女共同参画セミナー」に分割・拡大し、内容の充実と発信を強化した。また「男女共同参画『表現のガイドライン』(イラスト無料カット集)」のページも作成し、イラストを無料で使用できるようにした。 ・トップページの「古賀市からのお知らせ」コーナーを活用し、「つどい開催案内」「一行詩表彰、募集」等について最新情報を掲載 ・街角スナップに、つどい・セミナーを開催後、実施報告として掲載【総務課・経営企画課】 ○ 『男女共同参画たより』を啓発推進委員と共に発行(1号～4号)し、セミナー開催時に配布と市役所玄関ホール・サンコスモ・ひだまり館に配架した。【総務課】 ○ 市広報紙のヒューマンライツにおいて、全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権・行政相談及び人権擁護委員の照会、7月「同和問題啓発強調月間」、12月いのち輝くまち☆こが2015、ヒューマンライツ30年200回目の発信「同和問題」について掲載。【人権センター】	○ イベントなどの情報を適切な時期に掲載し、多くの市民に見てもらい、関心をもってもらえるように依頼している。つどい・セミナーのアンケート結果から、「広報こが・行事予定表」を見てイベントに参加する方がとても多いため、今後も、積極的に情報発信を図ってきたい。「輝き☆KOGAびと」の掲載を定期的に行う事で、企業・団体・個人で活動している方の取材を実施するようになり、市内での活動の様子が見えてきた。また広報こがに掲載することで、活動の励みになり、男女共同参画の理解が深まり、つどいやセミナーの参加につながっている。今後も、取材を続けながら、活動している方を掘り起こし、市民に周知してきたい。 ○ ホームページにつどいやセミナーの開催内容についてだけではなく、終了後アンケート結果を掲載するなど、次のイベントに繋がるように、興味・関心もてるページ作りを行っている。H27年度は男女共同参画に関するページ構成を見直し、見出しを増やして市民に見やすくした。各ページの閲覧状況(月平均)は、「男女共同参画について」=37PV、「男女共同参画推進に向けて」=35PV、「男女共同参画のつどい」=43PV、「男女共同参画平成26年度イベントなど」=25PV、「男女共同参画からの募集」=23PV、「男女共同参画に関する法律等」=20PV、「表現のガイドライン」=60PV、「輝き☆KOGAびと」=30PV、「男女共同参画セミナー」=48PV、「標語(一行詩)」が51PVである。また、コラムについては、総PVが1063PVである。 *PV(ページビュー)とは、ウェブサイト内の特定のページが開かれた回数を表し、ウェブサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための最も一般的な指標。 【総務課・経営企画課】 ○ セミナーの際に、前回の「つどい」若しくはセミナーを記事に載せた「たより」を配布し、次回以降への参加へ繋げた。今後も「つどい」「セミナー」が行われた際は、啓発推進委員と共に発行してきたい。【総務課】 ○ 様々な人権課題について啓発を行っていくよう掲載内容について計画を立てる必要がある。 【人権センター】	○ 広報は、イベントの開催情報が中心となっているが、男女共同参画の理念を解説するなど、啓発そのものを充実してほしい。 ○ ホームページの内容は充実しているが、すぐに男女共同参画のページにたどりつけないので古賀市のトップページにリンクを貼るなどアクセスが増えるように工夫してほしい。
		(2) 情報媒体における男女平等意識の啓発推進 行政、公共的機関が発行する出版物等において、男女平等の視点に配慮した表現への取組みを推進するとともに、市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力(メディアリテラシー)を高めるための研修等を実施します。	① 出版物等への男女平等の視点に配慮した表現の徹底 ○ 写真、イラスト、文章等において「表現のガイドライン」を使用し、男女平等の視点に配慮した表現を徹底する。 ② メディアリテラシー(情報を読み解き自己発信する能力)の育成 ○ 講演や広報等を通じメディア社会に積極的に参画する能力を涵養する。 ○ 学校教育、社会教育を通じて、情報を主体的に収集、判断できる能力、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努める。	総務課 経営企画課 関係各課	○ 昨年度改定された「表現のガイドライン」に則って、広報・HPなどを掲載した。【総務課】 ○ 広報こが・行事予定表などに用いるイラストに関して、表現のガイドラインに則っての編集を行った。【経営企画課】 ○ 介護予防を目的とした冊子「今からはじめる すきま時間で 家トレ」等を発行。その中で、家事を行ったりすることが男女とも体力向上。認知力の向上につながることを絵に表現し、啓発を行う。【介護支援課】	○ 庁内LANによる「ファイル管理」に掲載し、職員が常時アクセスできるようにした。市ホームページにイラストをアップし、市民の方が自由にダウンロードできる環境を整備した。また、HPからのダウンロード数は把握できないが、Yahoo!やGoogleなどで「男女共同参画 イラスト」で検索すると上位5位以内に入っているため、活用されていると思われる。【総務課】 ○ 社会変化などを常に意識しながら、今後も男女共同に配慮した表現の維持継続に務める【経営企画課】 ○ 高齢者にとって、家事や日常生活の営みや、地域活動など男性の参画が少ないことを鑑み、積極的に男性のイラストを入れることで、意識の向上が図れていくことを期待している。【介護支援課】	○ 「表現のガイドライン」は優れた内容となっており、教育現場などで、より幅広く活用されることを望みたい。
				総務課 学校教育課 生涯学習推進課 人権センター	○ メディアリテラシー向上の為の研修は行っていない。【総務課】 ○ 各学校でのパソコン・インターネットを活用する授業において、情報収集の仕方や活用の際の注意喚起等を行った。また各学校の危機管理マニュアルの中に記載されている情報管理に関するマニュアルをもとに、教職員を対象とした情報モラルについての研修会を実施した。【学校教育課】 ○ 家庭教育講座「スマホ社会と子どもたち」～気付いていますか本当の危機～ 講師：土野 陽一 参加者10名(11月6・7日) ○ 全8小学校に出向き、保護者向けのメディア教育を行った(うち2小学校は児童と一緒にいった)。参加者：291人(保護者のみの数)【生涯学習推進課】 ○ メディアリテラシーをテーマとした人権教育・啓発活動は行っていない。【人権センター】 ○ スタンドアローン支援事業において、事業参加中学生を中心にメディアリテラシー講座を12月8日に実施。【隣保館】	○ メディアリテラシーについてのセミナーは、平成24年度に実施しているため、今年度は違うテーマを取り上げたため行っていない。来年度は、男女共同参画コラムのテーマとして扱うなど、メディアリテラシーをテーマに市民へ発信を行いたい。【総務課】 ○ 今後も、様々なメディア対応についての内容を研修に入れて実施するよう要請する。【学校教育課】 ○ 急速に進展する現在のメディア事情について講話を行った。パソコンやスマホ、インターネット等の使用による子どもたちのトラブルが増えているので継続して啓発を進めていきたい。【生涯学習推進課】 ○ 人権センター事業において、研修会は実施していないが、インターネットでの人権侵害事象等啓発する中で、メディアリテラシーを含めて啓発したいと考える。【人権センター】 ○ スタンドアローンへ参加する中学生の姿を見る中で、携帯電話の普及に伴って多くの中学生が様々な情報の収集や、情報を発信することができる状況にある。こういった状況は、間違った情報を入手したり、自分が発信する情報によって周りの人を傷つけてしまうことを中学生にも学んでほしいという思いより実施。一度の講座のみでは、伝わりにくいことも多いので、日常生活から注意が必要であると感じた。【隣保館】	○ メディアリテラシー向上のための研修は、平成24年度以降実施されていないとのことであり、可能であれば、早い時期に実施して頂きたい。

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅰ 男女平等意識の向上	2 男女平等教育の促進、充実	(1) 教育現場における男女平等教育の促進 学校、保育園、幼稚園等教育関係者へ男女共同参画への意識向上を図り、性別役割分担にとられない指導の徹底を養成するなど、幼児・児童・生徒の個性と能力を伸ばす教育を促進するとともに、子どもの発達段階に応じた自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にする心を育む教育を推進します。	① 教育関係者への男女共同参画に関する意識の向上 ○ 法や条例の趣旨を踏まえ、男女平等の視点に立った教育を促進する。 ○ 学校行事を中心とした様々な教育活動において男女平等教育の理念を踏まえた教育活動を促進する。 ○ 男女平等教育についての共通理解と連携を図るため保護者への通信等の発行物に教育方針の記事を掲載する。 ○ 市内の高校、特別支援学校において、法や条例の趣旨に沿った教育活動が実施されるよう要請する。 ② 幼児・児童・生徒への発達段階に応じた教育の促進 ○ 発達段階に応じた学習内容・方法を研究し、男女平等意識が養われるようにする。 ○ 命の尊さを学ぶとともに母性保護意識の醸成を図る。 ○ 人格尊重、男女平等の視点に立った性教育を実施する。 ○ 性に関する相談窓口の周知徹底と充実を図る。	学校教育課 総務課 ○ 市教育委員会主催の研修事業において「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」に基づく人権教育の進め方を位置づけ、男女平等に係る教職員の研修を深めた。【学校教育課】 ○ 27年度は「一行詩」の応募について、市内小学校8校、中学校3校、高等学校2校、養護学校2校に依頼し、男女共同参画について理解と協力を求めた。表彰については、各施設より最優秀作品を選定していたが、部門別とした。【総務課】	○ 引き続き、教職員の研修を通して男女共同参画の理解促進を図っていく。【学校教育課】 ○ 平成19年度から募集を始めた「一行詩」は、1,343人から2,048作品の応募があった。(H25:687人・1,278作品、H26:1,523人・2,186作品)施設単位では、小学校8校、中学校2校、高等学校1校、養護学校2校から応募があり、一般は遠賀信用金庫と愛和病院からの応募があった。今後は、表彰作品の選定などに、変化をもたせ、男女共同参画の意識向上のため、取り組みを進めていく。【総務課】	○ 「学校教育課」による実施状況が、どの程度の取り組みなのか分かりにくいので、具体的に示して欲しい。 ○ 男女共同参画についての教員の理解は深まりつつあると思われるが、セクシャル・マイノリティについてなど、いまだ理解が遅れている面もあると思われるので、そういった面を重点的に取り組んでほしい。 ○ セクシャルマイノリティ、LGBTQへの理解を深める研修が必要ではないか。	
		(2) 社会教育における男女平等教育の促進 社会教育の関係者や保護者に対する男女平等教育促進のための資料や研修機会を提供するとともに、継続的で多方面にわたる啓発に取組み、男女平等意識の浸透を図ります。	① 社会教育関係団体(PTA等)に対する男女平等教育の促進 ○ 公民館活動、学校主催の保護者会等において、男女平等の視点に立った研修会等を実施する。 ② 関係資料の収集、提供 ○ 図書、視聴覚資料などを収集、提供する。 ○ 男女共同参画週間等に特別展示を行う。	生涯学習推進課 ○ 人権教育副読本「いのちのノート」を活用して、教科領域において男女平等の視点に立った授業を実施した。 ○ 学校・学年行事を男女平等の視点で実施した。 ○ 男女の区別なく、個性・能力・興味関心を重視した個人の自立につながる進路指導を行った。【学校教育課】 ○ 小中学校のあいさつ運動や高校も含めた学校回り、市主催イベント等において青少年の悩み相談をPRしている。少年センター相談窓口での性に関する相談件数は平成27年度4件。(H26H年度5件、25年度9件、H24年度17件)【青少年育成課】 ○ 「体の話」を通し食育へと繋げる。 ○ 毎月人権の取り組み・縦割り活動・集団活動等の保育で、「人権を大切にする心を育てる」ことを大事にしている。 ○ 男女共同参画社会をめざし、幼い頃から、男女の性差はあるものの、お互いを尊重し、助け合っていく事を日頃の保育の中で伝えていった。【保育所】	○ 子どもたちが男女平等意識をより一層身につけ、自立した社会生活が送れるよう教育活動のさらなる充実を図っていく。【学校教育課】 ○ 相談内容に今のところ大きな変化はみられないが、今後は更に幅広い相談に対応できるよう相談員の質の向上を図る。【青少年育成課】 ○ 乳幼児の発達段階に沿った取り組みを行う。 ○ 「保育所たより」の活用や講演会の開催など、今後も、男女共同参画の意識を高めるため保護者啓発に努めていく。 ○ これからも、男女の性差があることはきちんと意識し、自尊感情を高めながら、お互いを尊重し合えるような保育内容の創造に努めていく。【保育所】	○ セクシャル・マイノリティの子どもが、からかいやいじめの対象にならないよう、理解を深める取り組みを考えて頂きたい。 ○ PTA会長に女性が少ないという状況であるので、活躍している女性を広報で上手に紹介して啓発につないでほしい。	
				市立図書館 人権センター 総務課 ○ [資料]・男女共同参画(88冊)・ジェンダー(102冊)・男女平等(27冊)・ドメスティックバイオレンス(43冊)《AV資料(5点)含む》・男女共同参画週間の特別展示及びその他イベント等の際には図書館情報提供ラックにて展示を実施した。【市立図書館】 ○ 平成27年度男女共同参画に関する図書及び視聴覚教材等は購入していない。【人権センター】 ○ 男女共同参画週間のみならず、男女共同参画セミナー開催時や一行詩募集期間中に、図書館の情報提供ラックにて関連図書の展示を依頼した。 ○ 男女共同参画週間には、古賀市役所市民ホールで「一行詩」最優秀作品・優秀作品及び輝き☆KOGAびと表彰者紹介を展示し、週間後も、遠賀信用金庫ギャラリーにて展示した。【総務課】	○ 男女共同参画週間の特別展示架やイベント等に併せた情報提供ラックで関係講師の図書の紹介や関連図書等を展示することにより利用者へ貸出促進を促した。なお、貸出冊数の把握はできていないものの、掲示された図書が貸出しされた場合には図書資料の補充を行っている。今後も新しい情報を収集するとともに、利用者ニーズに応じた情報提供に努めたい。【市立図書館】 ○ 個別の人権課題をテーマとした人権啓発教材については、毎年課内協議を行い計画的に購入していることから、平成27年度は購入していない。【人権センター】 ○ 今後もセミナー等のイベントに合わせて関連図書の展示を依頼し、男女平等意識の浸透を図る。【総務課】		
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	1 女性の政策の参画の拡大・決定過程へ	(1) 審議会、協議会等における男女共同参画の推進 男女共同参画を推進するため、審議会等の所管部署において、男女それぞれの構成比率の目標達成に向けた登用を積極的に推進します。また、女性の参画を進めるために女性リーダーを養成するとともに、参画推進のため各分野で活躍する人材の情報収集等を行い、提供します。	① 審議会等男女それぞれが40%以上の構成目標の達成 ○ 平成28(2016)年までに各審議会等の所管部署において達成をめざす。	人事課 関係各課 ○ 各審議会委員の選定において、男女比を確認した。【人事課】 ○ 古賀市入札監視委員会(男性:3人 女性1人)構成比25%【管財課】 ○ 広報広聴懇話会に2名が新たに加わり、男女比が男性2名(40%)、女性3名(60%)で目標達成した。【経営企画課】 ○ 都市計画審議会委員の男女構成比は6:4であり構成目標に達している。(任期:H27.10.1～H30.9.30)【都市計画課】 ○ 古賀市自治基本条例(仮称)策定委員会(男:14人、女13人)【地域コミュニティ室】 ○ 社会教育委員会議委員の選任を実施 公民館運営審議会委員の選任を実施【生涯学習推進課】 ○ 審議会等委員の選定について、男女比に配慮するよう、課長会にて今一度周知を行った。【総務課】	○ 今後も男女比の構成比率が目標達成されるよう、各審議会委員の選定において確認し、必要に応じて審議会庶務担当者と協議を行っていく。【人事課】 ○ 平成27年度は委員を再任しており、目標を達成出来なかった。平成29年度の委員委嘱の際には、識見者の女性委員確保に努めたい。【管財課】 ○ 今後も目標比率達成を維持する。【経営企画課】 ○ 平成30年度の任期満了後についても、引き続き目標達成を目指す。【都市計画課】 ○ 男女比に配慮し委員選考を行った。【地域コミュニティ室】 ○ 選任された社会教育委員会議の委員の構成(男性5人、女性5人) 選任された公民館運営審議会の委員の構成(男性5人、女性5人)【生涯学習推進課】 ○ 目標達成できたが、女性が0人の審議会があるため、今後も継続して男女比を意識してもらうよう啓発していく。【総務課】	○ これら委員会等の女性の割合は、社会全体として男女共同参画が進めば自ずと増加するものであると考える。従って、女性リーダーを増やすための直接的な取り組みとしてできることは限られるであろうが、男女共同参画の達成度の指標として、今後も長期的な視点で変化を見ていく必要がある。	

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	過程へ1の女性政策の参画方針拡大	(1) 審議会、協議会等における男女共同参画の推進	② 女性の参画を推進するための人財育成と情報の収集	総務課	○ 市のリーダー養成事業である「日本女性会議」は、岡山県倉敷市で開催され、参加者は審議会委員2人、古賀市職員2人、市民2人の6人であった。	○ 市民と新たに職員が参加し、それぞれの活動交流を深めることが出来た。また、研修後は「男女共同参画のことがよくわかった、これから自分の活動にいかして行きたい」と感想があった。今後も継続して参加を呼びかけ、養成に結びつけたい。	
			○ 市がリーダー養成事業と位置付ける研修等に参加させ、次期のリーダー候補として養成する。 ○ 女性登用を促進するために人財リストを整備し活用する。		○ 福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」に2人応募があり、福岡県での審査の結果1人参加することができた。	○ 参加者は、デンマークへの研修を終え、男女共同参画への理解が進み、課題に気がつき、今後、啓発等への活発な活動を期待できる。	
	1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	(2) 市の機関における男女共同参画の推進 管理職の男女それぞれの構成比率の目標達成に向けて、男女共同参画推進のための研修会等を実施するとともに、性別によらない職員採用及び「ジョブローテーション」の実施や、管理職への女性職員の登用を図ります。 また、男女共同参画を推進する上で障害となる「セクシュアル・ハラスメント」(以下「セクハラ」という。)や「パワー・ハラスメント」(以下「パワハラ」という。)防止のための啓発や相談体制の充実を図ります。	③ 女性委員の交流を促進するセミナー等の実施	総務課	○ 審議会等委員などの役職をもつ市民を対象に(男性を含む)「輝け!KOGA☆サミット2015」を開催した。【総務課】	○ 委員同士の横のつながりができ、大変好評であった。今後も委員同士の交流ができる機会を設けていきたい。【総務課】	
			○ 審議会等女性委員の交流セミナー等を開催しエンパワーメントを図る。				
			① 管理職に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成	人事課	○ 採用・昇格にあつて性別を理由とした制限を行わず、能力や適性、職務経験を重視している。 【人事課】	○ 男女構成を達成することだけを目標とした拙速で偏向した採用・人事異動は行えないが、2020年度までにできるだけ達成できるよう配慮する。 【人事課】	○ 平成28年では、初めて女性が部長に就任するなど、女性の登用が進んでいることは評価できる。今後も、民間企業の模範となるよう、取り組みを進めてほしい。
			○ 平成32(2020)年までに管理職の男女割合の達成をめざす。				
			② 推進体制の強化と職員研修の実施	総務課 人事課	○ 第2次古賀市男女共同参画計画後期実施計画について、推進体制・スケジュール・基本目標の施策の体系を説明した。【総務課】 ○ 男女共同参画職員研修を、小津智一氏(NPO法人ファザーリング・ジャパン九州)を迎え、「イクボスが組織を変える社会を変える」と題し、係長級以上に向けて午前・午後2回行った。(同一内容) 【総務課・人事課】	○ 推進本部(庁議)構成メンバーに女性が1人加わった。今後も、具体施策①の達成に向け、働きかけていきたい。【総務課】 ○ 出席者合計87名。(女性21名,男性66名) 市長ブログに市長イクボス宣言を掲載。アンケート結果から、イクボスの実践が必要であると90%以上の職員が回答。今後も業務改善と同時に意識変革のための研修が引き続き必要であると思われる。また、古賀市でのイクボス宣言をすることのメリットも今後併せて考えていきたい。 【総務課・人事課】	
			○ 職員研修のテーマに取り上げ、意識の浸透、理解を深める。				
			③ 性別によらない職員採用及びジョブローテーションの実施	人事課	○ 人事異動は、性別に関係なく能力や適性、職経験重視して行っている。自己申告書の確認を行い、人事異動においても活用している。 【人事課】	○ 人事配置にあつては、人材育成や能力、適性、職務経験を考慮して行う。一般事務職は、概ね3～5年程度で人事異動を行い、多様な職務の経験を積み総合職としての能力向上を図る。10年程度経過した職員は、能力や適性によって人事配置を行う。【人事課】	
			○ 自己申告制度を活用するなど公平で適材適所の配置を行う。				
			④ 職員に対するセクハラ、パワハラ防止のための啓発及び相談体制の強化	人事課	○ EAP相談の活用や研修等によりセクハラ、パワハラ防止のための啓発・相談を実施した。 【人事課】	○ 今後も職員に対するセクハラ及びパワハラ防止のため、研修会の実施や啓発紙の配布等を行う。 セクハラ、パワハラに関する相談体制として、人事課等の内部相談体制とEAP相談の外部相談窓口があり、今後も周知をしながら充実に努めていく。 【人事課】	
			○ 職員へのセクハラ、パワハラ防止のための啓発を実施する。 ○ セクハラ、パワハラに関する相談体制の充実を図る。				
		(3) 公共的機関、自治組織及び各種市民団体における男女共同参画の促進 公共的機関や、自治会、各種市民団体等における役職者の男女それぞれの構成比率の目標達成に向けて、男女の参画を促進するとともに、男女共同参画推進への理解や合意を得るための啓発や定期的な男女共同参画推進状況調査を実施します。	① 役職者に男女それぞれが30%以上の構成目標の達成	関係各課	○ 自治会長の男女比:男41人、女5人。【地域コミュニティ室】 ○ PTA連合会 古賀市内小中学校PTA会長(男性10人、女性1人)【生涯学習推進課】	○ 機会を捉えて自治会における女性の参画の必要性を伝えていく。 【地域コミュニティ室】 ○ 副会長を含めると女性も多いことから、今後も目標達成に向けて啓発を行っていききたい。【生涯学習推進課】	○ 女性のPTA会長の存在を広報等で周知するなどして、これまでの固定的な意識を変えていく取り組みを考えて実行してもらいたい。
			② 男女共同参画推進への理解合意を得るための啓発の実施		○ 民生委員・児童委員定例会、古賀市企業同和推進委員会、商工会理事会、地域のイベント(生き活き音楽校)に出向き、周知を行った。また、育成会、PTA総会などでのチラシの配布を依頼し、PRを行った。【総務課】	○ 今後は、職員による周知とともに、男女共同参画啓発推進委員による朗読劇を行う機会を増やしたりするなど、こまめに啓発を行う。また、地域のイベントなどの情報を得て、PRなどに取り組む。【総務課】	
			③ 出資団体等への男女共同参画推進状況調査の実施	総務課 関係各課	○ 出資団体における男女比 ・シルバー人材センター(男12人,女2人) ・社会福祉協議会(男10人,女6人) ・土地開発公社(男10人,女2人) 【総務課】	○ 今後も調査を実施していきながら、啓発・周知していきたい。 【総務課】	

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	2 家庭生活、地域活動における男女共同参画の促進	(1) 家庭生活における男女共同参画の促進 男女が共に家事、育児、介護等を担うことができるように家族や家庭生活に対する男女の共同責任と参画の意志の浸透を図るための啓発や、育児・介護講座、相談事業の充実を図ります。	① 家庭における男女共同参画・共同責任意識の促進 ○ 発行物を利用した啓発、市民から一行詩等の標語を募り、その活用により意識の浸透を図る。	総務課	○ 1月から3月までの3ヶ月間、市民から男女共同参画に関する「一行詩」を募集し、「男女共同参画のつどい」で最優秀作品の表彰を行った。最優秀作品中から、平成28年古賀市人権カレンダーでも活用し、男女平等意識の浸透を図った。【総務課】	○ 「一行詩」表彰者が、家族と共に市民ホールや人権ひろばを訪れる様子が見受けられ、作品を通して、家庭における男女共同参画意識の浸透の一助となっていると思われる。【総務課】	○ 一行詩については、似たような作品が多くなってきている現状がある。それぞれの学校で一度生徒に考えてもらうことに意義があると思えば、このままの形で継続することも無駄ではないが、このまま継続するか検討してほしい。
			② 男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の実施 ○ 男女が共に参画する育児・介護のための講座及び相談事業の充実を図り、家庭における男女共同参画を促進する。	子育て支援課 予防健診課 介護支援課	○ 男女が共に子育てを楽しむことができるように、男性の育児参加の促進を図るとともに、女性の家事・育児負担の軽減につながるよう、「イクメン道場」を年6回開催し、延べ61人の父親の参加があった。【子育て支援課】 ○ 初産婦のパートナーを対象に父子手帳の交付を行った。父親も含めた子育て教育実施のため、すこやか教室(両親学級)を土曜日にも開催し、父親のわくわく妊婦体験、赤ちゃんモデル抱っこ体験、妊娠中の生活についての講話などを行った。また、母子手帳交付時に両親で来所された場合は、両親共に制度や妊娠中・産後についての話を行った。また、福岡女学院看護大学との共催で妊娠後期対象の妊娠後期すこやか教室を実施し、沐浴体験などを行った。【予防健診課】 ○ 認知症サポーター養成講座(受講者 893人) 開催場所 小学校8校 中学校1校 大学1校 地域公民館4か所 その他3箇所 子どもから高齢者まで、認知症について学ぶことにより、地域で認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを行う。 ○ 人生プランニング講座(受講者 300人) 終末期までに必要な介護、家計、医療などの問題を、同世代の仲間と学び合うことで、60歳以後の人生を、自立心を持ち自己実現していくための、自己マネジメントを行う。 ○ 地域包括支援センター「寄って館」での相談業務(平成27年度 919件) 65歳以上の市民の総合相談窓口として、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどのスタッフが対応し、高齢者の住みなれた地域での生活を支える。【介護支援課】	○ 父親同士のつながりを図るために、事業の中で交流の場を設ける等したため、参加者から非常に喜ばれる結果となった。今後も父同士がつながるような取り組みを実施していきたい。 また、父のみならず、家族みんなが共に子育てに参加し、育児を楽しみながらできるような支援を目指していく。【子育て支援課】 ○ 年間26回(うち土曜日2回)のすこやか教室には257名(H26・286名)の妊婦と37名(H26・31名)のパートナーが参加し、講話・体験を通して、妊婦とその家族に対しての支援を行うことができた。また、福岡女学院看護大学で開催した後期すこやか教室(全6回・土曜開催)には49名(H26・38名)の妊婦と43名(H26・29名)のパートナーが参加し、沐浴体験などを通じて妊娠後期の妊婦の支援を行うことができた。パートナーの参加により育児参加を促す機会を持つことができた。今後も参加しやすい環境づくり、内容の充実を図っていきたい。【予防健診課】 ○ 今後も介護について、子どもから大人まで学び、介護状態になっても安心して住み慣れた地域で暮らせる地域づくりや、仲間づくりを行いたい。【介護支援課】	○ イクメン道場やすこやか教室などいいことをやっているが周知が足りないのではないかと。 ○ すこやか教室で土曜開催の効果も記載願う。 *効果として、平日に来れないパートナー(父親)の参加が増えた。 ○ 介護支援課は、男女別の記載など、男女共同参画を意識した報告をしてほしい。また、性・年齢別に応じた講座、男性の40～50代は入門編などの工夫が必要。近所同士の助け合いを男性向けにすすめていく必要がある。
			(2) 地域活動における男女共同参画の促進 自らの能力を高める学習や研修会を開催し、女性リーダーとして活動できる人材を育成するとともに、様々な地域活動に取組む団体に対し、男女共同参画を推進するための啓発や各種団体間の情報交換を図り、あらゆる地域活動における男女共同参画を推進します。 また、平成23(2011)年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、災害時における女性の立場や子育てのニーズ等、女性の視点に配慮するため、日頃からの防災、環境保全、まちづくり等への女性の参画を促進します。	生涯学習推進課 地域コミュニティ室	○ サンサンウォーキング講座(全9回)延べ211人【生涯学習推進課】 ○ 地域活動における女性の登用に関する啓発等は特に実施していないが、多数の女性の参加が見られる。【地域コミュニティ室】	○ ウォーキング事業を実施する際の市民ボランティアとしての活動等につなげることができた。【生涯学習推進課】 ○ 機会を捉えて地域活動における女性の参画の必要性を伝えていく。【地域コミュニティ室】	○ 地域で格差があるようだが、地域に対する配慮が必要ではないかと。成果が抽象的に書かれているので、具体的にどうするのかを記載してほしい。やったことの効果測定も合わせて記載願う。
	3 就業・就労の場における男女共同参画の促進	(1) 事業所における男女共同参画の促進 事業主等を対象に、女性の登用促進や職域拡大を図るための研修会等の開催、勤労者を対象に「男女雇用機会均等法」や、「育児・介護休業法」等、労働に関する法律・制度の理解熟知ができるような研修の実施を関係機関に要請します。 また、各事業所での取組みを広報等で紹介することにより、事業所における男女共同参画を推進します。さらに、条例の周知を図るとともに、男女共同参画推進状況調査を実施します。	① 研修会の開催及び冊子等を活用した理解促進 ○ 事業主等を対象とした研修会の実施を関係機関に要請する。 ○ 従業員を対象とした研修会の実施及び啓発冊子等の配布を関係機関に要請する。 ○ モデル事業所を広報等で紹介する。	商工政策課	○ 男女共同参画の推進については、総務課男女共同参画係と連携しており、市内企業が集まる会議等にチラシを配布、説明するなど啓発に取り組んだ。 ○ 男女共同参画の推進については、総務課男女共同参画係と連携しており、市内企業が集まる会議等にチラシを配布、説明し啓発に取り組む等、男女共同参画の重要性を認識するとともに各事業所における独自の研修会の開催を促した。 ○ モデル事業所を広報等で紹介することは行っていないが、男女共同参画をテーマとして企業訪問時に経営者等との意見交換を行なうなど現状把握に努めた。【商工政策課】	○ 研修会を開催することで、人権問題への理解が図られた。今後も関係機関と連携し定期的な研修開催を心がけたい。 ○ 男女共同参画の重要性を事業主のみならず従業員一人ひとりへ伝えていけるよう研修会の開催や啓発活動に取り組む。 ○ 平成27年度は実施していないが、これまで古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議において男女共同参画の重要性を伝えてきた。このことを事業主のみならず従業員一人ひとりへ伝え、各事業所における積極的な取組を支援する。【商工政策課】	○ 男女共同参画というネーミングでは浸透しにくいのではないかと。ワーク・ライフ・バランスという言葉を使用するのはどうか。 ○ 小さい事業所が積極的に取組を行っていることを表彰することは有効なので、そのこと自体を制定した方がよい。
			② 推進状況調査の実施 ○ 男女共同参画に関する調査を実施することにより事業所における男女共同参画を促進する。	商工政策課 総務課	○ 平成27年度は実施していないが、古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議において男女共同参画の重要性をチラシ等により啓発し意識の向上に努めている。【商工政策課】 ○ H24年度事業所センサスデータより、事業従業者数5人以上の事業所全880件。5人未満の事業所は無作為抽出にて120件の合計1,000件に対し事業所意識調査を実施し、男女の取り扱い、管理職数、育児・介護休業への取組みの実態を調査した。【総務課】	○ 平成27年度は実施していないが、実態把握については、企業訪問の際に男女共同参画の重要性を伝えるなど取り組んでいく。【商工政策課】 ○ 事業従業者数5人以上の事業所277件、5人未満の事業所34件の合計311件から回収。(回収率31.1%)【総務課】	○ 商工政策課は、男女共同参画事業所意識調査を積極的に活用し、取組を行ってほしい。

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の実現	3 就労参画の場における男女	(2) 自営業(商工業、農業)における男女共同参画の促進 商工業、農業等自営業に関する男女がパートナーシップを築くための啓発や、女性の経営参画のための学習機会の提供を関係機関に要請するとともに、自営業における男女共同参画を推進するため「家族経営協定」等の制度を周知し、締結の促進及び経営参画を推進するグループ活動の支援を図ります。	① 学習機会の提供及び家族経営協定の締結等による経営参画の推進 ○ 研修会等の実施、啓発冊子の配布を関係機関に要請する。 ○ 農業女性の経営における役割を適正に評価し、就業環境を整えるよう家族経営協定の締結を指導、促進する。	商工政策課 農林振興課	○ 平成27年度は総務課と古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議が連携し、チラシを配布するなど男女共同参画の重要性を伝えた。 【商工政策課】 ○ 農業農村男女共同参画推進・・・1年間の活動テーマを平成25年度に引き続き“次世代の育成”と決め、農業女性視察や農業女性と消費者のつどいの主催、男女共同参画のつどいへの参加促進等、主体的に活動を展開した。 学習機会の提供・・・農業委員会人権研修において「男女共同参画社会」をテーマに研修会を実施した。(男20名、女4名) 【農林振興課】	○ 今後も関係機関と連携し男女共同参画の重要性を発信していく。 【商工政策課】 ○ 農業の担い手である女性の能力発揮や積極的な社会参画支援、地産地消、食育の推進に取り組むことで地域農業の活性化に繋がった。 今後も農業委員会への女性委員の登用や各種協議会への参画を積極的に働きかけ男女共同参画を確立する。 また、農業委員会で、男女共同参画社会の研修を行うことで委員の見識を高めることに寄与した。 【農林振興課】	○ 農業委員の女性が増えているが、農業委員は、知識や情報が必要なので、女性に対しては意識的な学習機会が必要である。「家族経営協定」については、実態が見えないので、調査をする必要があるのではないかな。
			② 参画を目指すグループ活動の活性化 ○ 経営参画を目指し活動するグループに情報提供などの支援を行い、活動の活性化を図る。	農林振興課	○ 農業農村男女共同参画推進・・・1年間の活動テーマを平成25年度に引き続き“次世代の育成”と決め、農業女性視察や農業女性と消費者のつどいの主催、男女共同参画のつどいへの参加促進等、主体的に活動を展開した。 【農林振興課】	○ 農業の担い手である女性の能力発揮や積極的な社会参画支援、地産地消、食育の推進に取り組むことで地域農業の活性化に繋がった。 今後も農業委員会への女性委員の登用や各種協議会への参画を積極的に働きかけ男女共同参画を確立する。 【農林振興課】	○ 団体の支援は民間と共同して行っていることは評価できる。
	4 男女共同参画に立った	(1) 国際的動向の理解推進 国際的視野を持つリーダーを養成する事業への市民の参加を推進するとともに、様々な機会を通じて国際的動向を把握し、男女共同参画を推進します。	① 国際的視野を持つリーダー養成事業への市民参加の推進 ○ 女性海外研修事業等の紹介や情報提供など国際研修等への参加を推進する。 ○ 国際交流事業を通じ国際的視野を持ち活躍できる人材を育成する。	総務課 経営企画課 生涯学習推進課	○ 市のリーダー養成事業である福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」へ2人の応募があり、県での審査の結果、1人参加し、デンマークの現状を視察に行った。 ○ 「男女共同参画のつどい」の中で、26年度に福岡県海外研修事業で行った、オーストラリアでの活動報告書の展示を行った。 ○ 第2回・第3回男女共同参画セミナーでは、古賀市在住のALTを交え、ワールドカフェ形式でのワークショップとパネルディスカッションを行った。 【総務課】 ○ 福岡県女性海外研修事業「女性研修の翼」について、行事予定表6月号において掲載した。 【総務課・経営企画課】 ○ 九州大学サマーコース留学生受け入れに係る募集記事を「広報こが」に掲載、ポスターをJR古賀駅自由通路に掲示し周知を行った。 【生涯学習推進課】	○ 平成21年度から毎年、1名は「女性研修の翼」に参加でき、その後、活動に結びついている。今後も広報やHPなどで「女性研修の翼」への市民参加を促し、次期リーダーの養成を実施していきたい。 ○ ALT自身の体験などを聞くことにより、外国との違いを理解し、参加した市民が国際的視野を持つ機会となった。 ○ 外務省のホームページでも、古賀市のセミナーが紹介された。今後は、国際的視野を持つリーダー養成を図るイベントや取組について、市の広報等に積極的に掲載し市民への周知を図ってきたい。 【総務課】 ○ 平成26年度をもってホストファミリーに対する補助は廃止したが、市民への情報提供、周知については引き続き行う。 【生涯学習推進課】	○ 「女性研修の翼」に参加した人は、継続的に活動を行い、成果を活かしてほしい。
			② 国際的動向の把握 ○ 男女平等の取組を国際協調の下で推進する共通認識に立ち男女共同参画を推進する。	総務課	○ 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム:WAW! 2015」の公式サイドイベントとして、第1回男女共同参画セミナーを登録した。 【総務課】	○ 情報を得ることで、委員等の意識向上に繋がった。今後も積極的に研修や説明会に参加し、国際的動向の把握を行っていく。また、委員等の参加も呼びかけたい。 【総務課】	
Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援		① ニーズに合った保育内容、施設の充実 ○ 待機児童の解消を図るとともに保育内容、施設の充実を図る。 ○ 公的機関に授乳コーナー等を設置し、子育ての環境整備を行う。	子育て支援課	○ 年々増加する保育所入所希望者に対応するため、私立保育園1園の設置を行った。 【子育て支援課】	○ 待機児童ゼロは維持しているが、予想以上に入所児童数が伸びている。今後は、各園の定員変更を含め検討すべきだと考える。 【子育て支援課】	○ 意識調査の報告にも出ていたが、子育てに男性が参加する姿勢を子どもたちに見せる必要があるので、保育士の処遇改善を行って、男性保育士を増やすことを積極的に行ってほしい。
		(1) 職業生活と家庭・地域生活の両立に対する支援 少子高齢の中、男女共同参画社会実現を目指し、男女が共に職業生活と家庭・地域生活の両立ができるように、様々なニーズに応える保育内容及び保育施設の充実を図るとともに、地域の子育てや介護支援体制の整備を推進します。	② 地域の子育て・介護支援体制の整備 ○ 地域における育児相談、支援体制を充実する。 ○ 地域における介護支援体制を充実する。	子育て支援課 介護支援課	○ ファミリー・サポート・センター事業では、27年度末でおねがい会員45人、まかせて会員12人、どっちも会員10人が登録している。地域で子育てをサポートする体制づくりに継続して取り組んだ。 ○ 地域で歩いて行ける子育て支援施設として、市内4学童保育所(青柳、古賀西、花見、舞の里校区)の空き時間を利用した「ミニつどいの広場」を各所年間25回開催した。4箇所合計の年間利用世帯数は634件であった。 ○ 地域で顔の見える繋がりを構築するために、子育て応援サポーターによる乳児健診案内を配布する訪問活動を実施した。 27年度末子育て応援サポーターの数は38名。 【子育て支援課】 ○ 認知症サポーター養成講座にて、認知症について学び、認知症なくても住み慣れた地域で安心して暮らせる支援者を育成する。 ○ 安否確認コール事業(70歳以上のひとり暮らし)配食(65歳以上、ひとり暮らし、食事が作れない、非課税者)において、支援が必要な高齢者の見守りを行った。 ○ 医療介護連携の取り組み 平成27年5月1日に、市内の医療・介護・福祉に従事する有志による古賀市在宅医療・介護連携協議会「コスモスネット」が立ち上がる。毎月1回の協議を通じ、今後の超高齢社会の中で高齢者が住みなれた地域で暮らせるための仕組みを検討している。 【介護支援課】	○ おねがい会員とまかせて会員とのバランスが厳しい状況が続いているが、今年度は、ファミリー・サポート・センター講習会で、両会員がつながり合えるよう、一緒に活動できるように工夫した。会員交付式終了後、お願い会員とまかせて会員が早速話し合う等、今年度の利用増につながった。 ○ 現在、ミニつどいの広場は市内4箇所で開催しているが、今後は、地域で集える場所が増えるように、市民主催等のサロン支援を行っていく必要がある。 子育て応援サポーターは校区毎で活動しているため、今後はサポーターの少ない校区にサポーターが増えるよう、第3期の募集につなげていきたい。 【子育て支援課】 ○ 平成27年度には、中学校1校で3年生対象に養成講座を開催し、アンケートで「自分でも出ることがある」との感想を多く得ることができた。今後も、中学生対象の養成講座を拡げたい。 ○ 認知症高齢者徘徊SOSネットワーク事業 徘徊のおそれがある人の事前登録と、登録した人が行方不明になったときに委託事業者が協力者へ「徘徊高齢者捜してメール」の配信を行う。(福岡市・糟屋地区・宗像地区・各警察署の広域連携事業) 事前登録者13名、協力者503名 ○ ひとり暮らしで支援が必要な高齢者が増加してきている。今後は公的な支援だけでなく、市民や企業等も見守りに参画していく取り組みが求められていく。 第1回研修(6/11)開催・・・参加者127名 内容ワークショップ 『古賀市における地域医療・介護連携を推進していく上での問題点』 第2回研修(2/16)開催・・・参加者102名 第3回研修(3/15)開催・・・参加者99名 ワークショップ 『事前アンケートについての回答案協議』案作成、発表 【介護支援課】	○ ファミリー・サポート・センターの報告には、男女別の記載がないので、記載願う。登録数だけでなく、利用状況の数値を知りたい。 *ファミリーサポートセンター講習会(全2回)参加者 25期 女性20人男性8人 計28人 26期 女性21人男性4人 計25人 *利用状況 H27年度 270件

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(2) 女性の能力発揮に対する支援 女性が働くことの意義や責任に関する啓発を実施するとともに、就労や再就職のための情報提供を行います。	① 就業意識の向上、定着の促進 ○ 関係機関と連携し、労働の重要性についての啓発を実施する。	商工政策課	○ 古賀市無料職業紹介所に相談員3人を配置し、求人情報の提供を行うと共に、求職者と求人企業の適切なマッチングに努めている。 平成27年度382人【商工政策課】	○ 就職決定率は景気動向等により増減があるが、今後も就職を望む市民の雇用拡大に努める。【商工政策課】	○ 一般的な内容に留まっているので、それを行ってどのような効果があったのかまで記載願う。＊無料職業紹介所 平成26年 317名 平成27年 382名 この中で女性の採用決定者 平成26年 202名 平成27年 266名 64名増加
			② 就労、再就職のための情報提供 ○ 女性の再就職や起業を支援するための情報を提供する。	商工政策課 総務課	○ 古賀市無料職業紹介所にて女性の就労、再就職の為の情報提供を行うと共に就労斡旋を実施している。【商工政策課】 ○ 女性のための再就職支援セミナー「自分スタイルを発見しよう！」～仕事と家庭の両立と長く働き続けるコツとは～ 講師：桑田 真理子 氏(キャリアカウンセラー) 無料職業相談所からの案内 参加者33人(男5人,女28人) ○ 県の「あすばる」や福岡市の「アミカス」等が開催する、女性の再就職や起業に向けてのセミナー等の案内チラシを、無料職業相談所や公共施設等に配置し、市民へ情報提供を行った。【総務課】	○ 今後も古賀市無料職業紹介所を軸とした情報発信を行う。【商工政策課】 ○ 厚労省「女性就業支援全国展開事業」により女性就業支援専門員を派遣。講義終了後、古賀市無料職業相談所からの案内を行い、再就職に繋がる情報を1回のセミナーで取得できるようにした。参加者からは、「自信がもてるようになった」と好評であった。起業に向けてのセミナーを開催してほしいとの声もあり、女性の再就職や起業の支援が望まれていることがわかった。 ○ 他の機関で開催される再就職に向けてのセミナー等のチラシを公共施設に配置し、市民へ情報を提供していく。【総務課】	
		(3) 男性の社会的自立に対する支援 男性が家庭生活や地域社会活動に参加できない状況を男性問題ととらえ、男性を対象に生活の自立を促す家事技術支援講座の実施、地域住民としての活動を促す学習機会の提供を行います。	① 生活の自立を促す家事技術支援講座の実施 ○ 男性を対象に、性別にとらわれず自分らしい生き方を見つける講座、料理教室等を開催する。	生涯学習推進課	○ コスモス市民講座「学び舎」コース「おやじを磨く」を通年で実施(全6回) 受講生: 15人 【生涯学習推進課】	○ 男性専科の講座として、家庭内でおやじにもできることを学び、団塊の世代・リタイア族の家庭デビュー・地域デビューの手助け、仲間づくりを目的に実施。 ○ 食の内容も家庭内で実践できるものとして「夏野菜カレー」を実施し、グループごとに調理の工夫もされていた。 ○ 12月の人権の集いにも参加し、豚汁やおにぎりを作り提供することができた。 3月の「古賀を歩こう2016」でも豚汁を作り参加者に提供した。 【生涯学習推進課】	○ 男性の受講者が少ないので、もっと参加者を増やす工夫を行ってほしい。
			② 地域住民としての活動を促す学習機会の提供 ○ 防犯、青少年育成、文化の継承、環境保全等の地域活動への参加を促す学習の場を提供する。	関係各課	○ 青少年の健全育成を目的に各小学校区単位で取り組んでいるアンビシャス広場(放課後の子どもの居場所づくり)への参加を促すかたちで学習機会を提供している。【青少年育成課】 ○ 環境のネットワーク組織である「ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)」に対し継続的に支援を行っており、男性会員・女性会員ともに積極的に環境保全活動を行っている。【環境課】 ○ 鹿部集会所及び高田教育集会所周辺の市民を中心に、生花・民舞・パソコン等の地域人権福祉教室をそれぞれ年間24回実施。【隣保館】 ○ まちづくり出前講座を通じた学習機会の提供を行った。(講座メニュー54講座)【地域コミュニティ室】	○ アンビシャス広場は、地域によっては男性が主体的に取り組んでいるところもあって、男性の社会貢献につながっている。反面、全ての小学校区に広場があるわけではなく、また、男性が関わっていないところもみられる。 【青少年育成課】 ○ ぐりんぐりん古賀(古賀市環境市民会議)の個人会員42名のうち男性は32名となっている。今後も新規会員獲得に向けた周知・PRや環境保全活動の活性化のため、継続的な支援を行っていく。【環境課】 ○ 今後もこれまでの目的・実績を損なうことなく教室を開催していく。【隣保館】 ○ 今後もまちづくり出前講座を通じた学習機会の提供を行う。 【地域コミュニティ室】	○ アンビシャス広場は、校区の内容を詳細に示してほしい。「男性が関わっていないところもみられる。」の根拠を教えてください。 ＊別紙にて回答有り
		(4) ひとり親家庭の自立に対する支援 母子・父子家庭の生活安定を図るため、生活支援員派遣事業等生活支援策の周知、就労に関する相談・情報提供など、ひとり親家庭の自立に対する支援を実施します。	① 就労に関する情報提供、技能習得のための支援 ○ 関係機関と連携し、必要な情報を提供する。	子育て支援課	○ 母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な資格取得を促進する「高等職業訓練促進給付金」を支給する事業について、リーフレットや「福祉のしおり」に基づき、窓口・面接時に説明をした。また子育てBOOKやホームページ等に掲載する等、引き続き広く情報提供をおこなった。平成27年度の高等職業訓練促進給付金事業は5名の利用であった。 【子育て支援課】 ○ 商工政策課(無料職業紹介所)と連携し、就労支援パソコン教室を実施。0からコース、初級コース、中級コースの3コースを1サイクルとして、年間4サイクル実施。【隣保館】	○ 今後も、ひとり親家庭等の就業支援に対する市民周知等を継続して取り組んでいく。【子育て支援課】 ○ 就労のために必要な基本的なパソコン技術を習得し、就労率アップを目指す。【隣保館】	○ 給付金支給事業は、父子家庭への周知も積極的に行なってほしい。 ○ 就労支援に向けたパソコン教室は、就労機会が増えるので今後も継続してほしい。
			② ひとり親家庭への支援施策の周知 ○ 母子家庭、寡婦及び父子家庭への生活支援策等について周知を図る。	子育て支援課	○ 母子家庭、寡婦及び父子家庭へ支援員(ホームヘルパー)を派遣し、育児や身の回りの支援をする日常生活支援事業を実施した。児童扶養手当の更新・変更時には、母子父子家庭が受けられる行政サービスについての情報提供を行った。 平成27年度の日常生活支援事業は、4人が利用し延べ36回の利用があった。【子育て支援課】	○ 今後も相談内容に合った支援ができるように、情報提供の在り方等を検討し、事業の周知徹底を図る。【子育て支援課】	○ 利用者数を増やす工夫をしてほしい。
		(5) 重複差別を受けないための支援 同和問題をはじめとする様々な人権課題を持つ女性の権利が尊重され、安心して日常生活が送れるよう研修機会の提供、相談事業の実施等により社会参画や差別を受けないための支援を実施します。	① 女性の人権尊重のための社会的認識の育成 ○ 女性問題に関する啓発を推進する。 ○ 広報紙、行事予定表、ホームページ、情報誌による啓発を推進する。	総務課 人権センター	○ 女性問題に関する研修会について、県の「あすばる」福岡市「アミカス」で行われたものについて、チラシ等を公共施設に配架し、啓発を行った。 【総務課】 ○ 広報紙のヒューマンライツについては、人権センターとして個別の人権問題啓発等の掲載は行っていないが、人権擁護委員連合会やかすや地区女性ホットラインのカードを常設の行った。【人権センター】	○ 今後も情報提供を行っていく。【総務課】 ○ 女性に対する人権侵害についての相談についても、更なる充実を図りたい。 【人権センター】	○ 配架しただけでは、周知にならない。講座などを行う必要があるのでは。
			② 同和問題をはじめとする様々な人権課題を持つ女性の社会参画に対する情報提供、相談体制の充実 ○ 支援に向けての情報を提供する。 ○ 相談事業を充実する。	総務課 人権センター 福祉課	○ かすや地区ホットラインやそうだん5などの相談窓口をセミナー受付や総務課カウンターにカードを配架し、情報提供を行った。 【総務課】 ○ そうだん5(ファイブ)での相談や、人権センター窓口での相談業務については、人権擁護委員及び人権センター職員で実施しており、さらに相談内容を解決するためお互いの情報を提供また共有するなど、相談者に寄り添いながら対応した。【人権センター】 ○ 男女に関係なく、関係機関と連携しながら情報提供や相談に対する支援を行った【福祉課】 ○ 隣保館及び各集会所周辺地域の市民を中心に、様々な相談業務を行う。【隣保館】	○ 相談内容は多岐に渡るので、明確にカテゴリ化はできないため、成果として、具体的な数値をあげることはできないが、今後も続けていく。 【総務課】 ○ 相談内容については、人権擁護委員・法務局など、行政だけでは解決できない問題もあるが、庁内の横断的対応や、関係機関との連携を図りながら、今後も対応していく。 【人権センター】 ○ 今後も引き続き、男女に関係なく、情報提供や相談に対する支援体制の充実に努める【福祉課】 ○ 窓口業務や地域訪問をとoshi、様々な相談を受けるとともに、関係部署・関係機関と連携し市民の問題解決をすすめていく。また、隣保館内にある「消費生活センター」「弁護士相談センター」などの利用を促す。【隣保館】	○ 必要な窓口であるので、充実を図って欲しい。

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	1 ワーク・ライフ・バランスの確立と社会参画への支援	(6) 豊かな高齢期を送るための支援 高齢者が生きがいを感じることができる生活を地域で支え合うシステムづくりや、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、知識や経験、特技を活かしながら社会活動に参加し、社会との関わりを持ち続けられるよう、生きがい貢献活動を支援します。	① 男女が共に参加するライフプランニングに関する研修会及び相談事業の実施 ○ 中年期から高齢期の過ごし方について生活設計を立てるための学習の場を提供する。	生涯学習推進課	○ 平成26年度コスモス市民講座において「もっと知りたい終活」を実施済みのため、平成27年度は実施せず。 【生涯学習推進課】	○ 「シニアライフプラン」に関する講座については、市民ニーズを踏まえ、必要に応じて実施する。 【生涯学習推進課】	○ 終活を行っているが、その前の段階、中高年になってからの20年をどのように過ごしていくかなどの講座も行っていほしい。
			② 生きがいのある生活を地域で支える仕組みの確立 ○ 地域において介護を支え合うシステムを拡充し介護従事者の社会参画を支援する。 ○ 介護予防の視点から、地域において行う、生きがい貢献活動を支援する。 ○ 高齢者の知識・技術を活用し、生きがいづくりや社会参画を支援する。	介護支援課 生涯学習推進課	○ 27年度実施した人材育成講座 健康づくり運動サポーター養成講座(14講座 受講者実人数 17人) 27年度末 サポーター登録者 86人 サポーターが活動している運動教室 15カ所 運動サポーターの中から出前講座に行き地域支援を行う「運動やってみ隊」が立ち上がり、活動を始める。 音楽レクリエーションボランティア講座(13講座 受講者実人数 16人) 27年度より、音楽を使った介護予防の人材育成を始める。講座終了後地域支援を始める。【介護支援課】 ○ コスモス市民講座から講演会「歌って・踊れる認知症予防」 54人(男15人 女39人) 学び舎コース「みんなで歌おう」 43人(男15人 女28人) はじめてのチャレンジコース「呼吸でイキイキ」 25人(男2人 女23人) 講師の先生(男0人 女3人) 【生涯学習推進課】 ○ 介護予防・地域交流を目的に。隣保館・鹿部集会所・高田教育集会所で高齢者向けの「活き生き音楽校」「活き生き井戸端会」を年間15回開催。 【隣保館】	○ 高齢者の方々の豊かな能力を活かし、地域活動の活性化を図ることは、豊かな地域づくりにつながると思う。今後は、介護保険 総合事業の実施に向け、より地域で生きがいをもって高齢者が活動できる体制を構築していきたい。 【介護支援課】 ○ コスモス市民講座は生きがいづくりの機会として広がりを見せている。人材バンクの登録者が自分の取得した知識、技術を生かし、市民講座の講師として活躍されている方も多い。 【生涯学習推進課】 ○ 参加者には好評の事業となっており、今後も継続して行っていく。【隣保館】	○ ぜひ介護が必要な人を支援する人の交流を行ってほしい。認知症発症者を地域で支えるネットワークづくりを目指してほしい。
	2 生涯を通じた健康管理への支援	(1) 生涯を通じた健康の保持・増進施策の推進 妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実を図り、母子の心身の健康保持を支援します。 また、あらゆる世代を対象に、ライフステージや性別に応じた健康管理・相談の実施、「自死」者や、「過労死」等人命や健康を脅かす問題に関する啓発と情報提供を実施します。	① 母体の保護と母子保健対策の推進 ○ 女性のライフステージにおける健康問題や心の悩み等を気軽に相談できる体制を充実する。 ○ 妊娠から出産までの一貫した母子保健事業の充実、女性の主体的な避妊のための知識普及を図り、母子の心身の健康保持を支援する。 ○ 健康診査の受診を呼びかけ乳がん、子宮がん、骨粗しょう症等の予防対策を更に推進する。	予防健診課	○ 妊娠期からのケアサポート事業の開始により、母子手帳交付時からの各種相談やハイリスク妊婦の把握や妊娠中の訪問等、支援を実施。 ○ 健康相談についても随時電話や面会にて実施。 ○ 少子化対策として、妊婦健康診査14回分の補助を21年度より継続。 ○ 健康福祉まつりや学校、地域において、各種イベントや出前講座等で骨密度測定や健康講話等を実施。がん検診推進事業として、21年度より行っている特定年齢の女性への子宮頸がん・乳がん検診の無料クーポン券配布事業において、新規対象者と25年度対象者のうちの未受診者に無料クーポン券を配布し受診勧奨を行った。また、健康福祉まつり等のイベント、ホームページ、広報等による健診受診の呼びかけを行った。 【予防健診課】	○ 妊娠期からのケアサポート事業にて、妊娠中からの身体面・精神面からの支援を実施し、健やかに出産ができるように支援を行い、産後の継続支援へと繋げることができた。今後も、妊娠期からの支援を継続し、よりよい支援を実施していきたい。(支援人数:H26 162人 ⇒ H27 147人) ○ 生涯を通じた女性の健康相談等を随時受け付け、心身の健康の維持に努める。 ○ 妊婦健康診査の補助を継続し、妊娠中の経済的負担の軽減を図れた。 ○ 検診の無料クーポン券配布による子宮頸がん・乳がん検診に関する知識の普及と受診勧奨、各種イベント等での呼びかけを行った。子宮頸がん、乳がん検診の受診率は26年度と比べ無料クーポン対象者が減少したため、受診者数はへっているが、(胃がんH26 12.9%→13.6%、子宮頸がんH26 24.3%→22.3%、乳がん H26 29.3%→27.5%、大腸がん H26 18.0%→20.1%、肺がん H26 13.3%→14.5%)今後も市民の健康管理のため、健診の受診率向上を図る。 【予防健診課】	○ 健康福祉まつりなどで健康チェックを行っていることは評価できる。今後も継続してほしい。
			② 男女の心身の健康保持のための支援及び情報提供 ○ 男女が健康状態に応じて適切に自己管理ができるように健康教育、学習を充実する。 ○ 健康診査の受診率の向上に努め病気の早期発見を図る。 ○ 保健指導、健康的な食生活及び運動習慣の確立、更年期障害の軽減、肥満の予防、高齢期における健康保持を図る。 ○ HIV／エイズ、性感染症に対する正しい知識の普及啓発を図る。薬物乱用の害について情報提供 ○ 「自死」の問題について情報提供し防止を図る。	予防健診課 生涯学習推進課 青少年育成課	○ 骨密度測定や体組成測定などの各種健康測定を、出前講座や学校、企業、市のイベントなどで実施し、健康意識や健康教育を行ったところ、延べ5,653人の参加があった。 ○ 「がん検診・特定健診のご案内」チラシの各戸配布や広報による周知、地域での啓発、ハガキによる特定健診受診勧奨を行った。また、特定健診は30歳代や4月2日以降の国保取得者に対しても実施した。 ○ 保健指導については、積極的支援、動機付け支援以外にも必要と思われる方等に実施し、健康保持を図った。 ○ 古賀市職員研修として、筑紫女学園大学教授浦田英範氏を講師としてゲートキーパー研修を実施(377人)また、市民向けのゲートキーパー研修会は浦田先生を講師に招き「若者層の自殺について考えるー共感的理解に基づく対応についてー」をテーマに実施し21人の参加があった。【予防】 ○ 市民ウォーキング(10月)及び古賀を歩こう2016(3月)を開催し、ウォーキングを通した健康づくりの啓発につとめた。市民ウォーキング(10月)参加者238人 古賀を歩こう2016(3月)参加者953人 ○ 出前講座を実施し、気軽な健康づくりとして利用できるウォーキングの講座を実施した。出前講座:ウォーキング講座17講座 延べ943人 【生涯学習推進課】 ○ 県青少年課や警察等から提供されるポスターやチラシの掲示を実施。 【青少年育成課】	○ 測定を通じて自身の健康状態を知ること、健康づくりの第一歩であることから、今後も各世代が健康づくりの意識向上を図れるように測定会等を実施していく。 ○ 更なる受診率向上にむけて、効果的な周知を実施していく。 ○ 保健指導を行うことで、重症化予防、生活習慣改善による生活習慣病の予防、改善を図れた。今後ともより効果的な保健指導を実施していく。 ○ 全職員対象のゲートキーパー研修では相談を受ける側の心構え、自分の身体を大切にするためのリラクゼーションを学び、より「気づき・つなげ・見守る」ゲートキーパーの役割を実感出来た。自殺予防対策については継続した研修が重要であるため、今後も取り組んでいく。【予防健診課】 ○ 市民に気軽に健康づくりに取り組めるよう、年2回ウォーキングを実施している。今後はもっと身近な地域で実施できるウォーキングコースなどを検討していき、さらに楽しく健康づくりができるように努めたい。 ○ 行政から地域に向く出前講座を実施している。受講者は増加傾向にあり浸透してきている。今後も継続し、さらに広めていきたい。 【生涯学習推進課】 ○ 状況により実施を検討する。 【青少年育成課】	○ ゲートキーパー研修を市の職員に行ったことは評価できる。市民ウォーキングを年2回行うことは、今後も継続できるように行ってほしい。HIV/エイズに関する啓発は、ポスターやチラシの掲示だけで終わっているように見受けられる。薬物乱用などの教育講座を直接子どもたちに学校単位でやってほしい。

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
Ⅲ 男女の自立と社会参画に向けた環境整備	2 生涯を通じた健康支援への健康管理へ	(2) リプロダクティブ・ヘルス／ライツの理解促進 女性の性的健康の自己決定権を保障する考え方で、それを女性の人権のひとつとして位置づけた男女の意識啓発と、母性機能が社会的に重要な機能であるという認識を浸透させるための啓発を実施するとともに、子どもの発達段階に応じて自分や家族を含むすべての人の権利や命を大切にすることを育む性教育を推進します。	① 性と生殖に関する健康・権利に関する情報及び学習機会の提供 ○ 性と生殖を含む健康に関する自己決定権を基本的人権ととらえたリプロダクティブ・ヘルス／ライツの概念について、セミナーや情報誌により啓発を図る。	総務課 関係各課	○ 古賀 竟成館高校全校生徒を対象に講演「デートDV講座」を開催し、デートDVとは暴力は身体的暴力だけでなく、言葉での暴力や性的な暴力、経済的な暴力も含まれることを学習してもらった。【総務課】 ○ 花見小学校においては5、6年生を対象に、古賀中、古賀東中学校においては1～3年生、古賀北中学校においては3年生を対象に性の逸脱(性的非行行為)に関する講座を実施した。【学校教育課】 ○ 中学校を対象に性教育を実施。昨年度より各市内中学校については中学校・福岡女学院看護大学(母子保健関係)・行政の三者で連携して各学年に応じた教育内容・テーマを決定し実施した。(1年生:思春期のところとからだ 2年生:性と生～生命誕生から思春期の今へ～ 3年生:性に関する正しい知識を学ぶ) 古賀東中1年102人、2年131人、3年108人、古賀北中3年234人(古賀中は外部講師にて実施)【予防健診課】	○ アンケート結果より、講座を受ける前デートDVについて「言葉だけ知っている」49.9%「知らない」36.9%と答えていたが、講演後「良く分かった」「大体わかった」と98.2%の生徒が答えており、理解が深まった。市内2つの高校において、在学中に生徒が少なくとも1回は「デートDV」の講演が受けられるように、また、その中で性的暴力に関しても学習できるようそれぞれの高校と協議し進める。【総務課】 ○ 性に関する講座等を開催して若い時期からの意識づけや啓発に努める。【学校教育課】 ○ 子ども達のアンケート記入を見ると、自分の身体のこと、性を考えることは恥ずかしいものではないということ、命の大切さを学んだという感想が多かった。今後も三者の連携を図りながら性教育に取り組んでいきたい。【予防健診課】	○ 花見小学校で行われている講座を必ず卒業までには1回講座を受けているという状況にするため、全小学校においても行ってほしい。
	Ⅳ 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者からの暴力の根絶に向けた取組	総務課 人事課 学校教育課 人権センター 商工政策課	○ 古賀 竟成館高校全校生徒を対象に講演「デートDV講座」を開催し、受講者に対し、「力と支配」である DV の構造と現状についての情報を提供し、他者と「対等で尊重のある」関係を築くためにはどうしたらいいかを考える機会をつくった。生徒によるロールプレイを通して、「対等で尊重のある関係」と「DV にある関係」の違い、そして、社会の「暴力容認」と社会と個人双方の固定化した性的役割意識がデート DV を引き起こす要因として深く関わっていることを学んでもらった。 ○ 行事予定表にて11月25日「女性に対する暴力撤廃国際日」の周知を行った。 ○ 中学生を対象とした人権擁護委員が行う「デートDV」教室を視察した。【総務課】 ○ 職員人権研修企画推進委員会において、今年度後期研修テーマの一つとしてお示ししたが、今年度は別テーマでの研修となった。【人事課】 ○ 古賀中、古賀北中学校において3年生を対象に、また古賀東中学校では全学年を対象にデートDVに関する講座を実施した。【学校教育課】 ○ 人権センターとしては「デートDV」に関する講座や研修会は実施していないが、市内中学校生徒に対し、古賀市人権擁護委員が「デートDV」教室を実施した。【人権センター】 ○ 平成27年度、事業所を対象とした研修会の開催要請は実施していないが、古賀市企業内人権・同和問題研修推進員会議において男女共同参画の重要性をチラシ等により啓発し意識の向上に努めている。【商工政策課】	○ デートDVの構造と現状そして未然防止のための具体的対応を学び、実際の社会生活の場でデート DV 行動をとらない、とらせない意識を育てることができた。またIメッセージとYOUメッセージを学ぶことで、上下関係ではない、健全な「対等で尊重」のある関係を友達や他者と築きたいと望む意識も育てることができた。 ○ できれば早い時期に中学校でも「デートDV」の講演ができるよう関係機関と協議を進めていきたい。【総務課】 ○ 今後も職員人権研修企画推進委員会において、研修テーマとしてお示していく。【人事課】 ○ 家庭支援室等関係機関と連携し、DVに関する講座等を開催するなどして若い時期からの意識づけや啓発に努める。【学校教育課】 ○ 人権擁護委員による「デートDV」教室の実施については、その対象は生徒だけではなく、教員や人権センター職員にとっても研修機会であることから、今後も人権擁護委員の事業に積極的に参加したい。【人権センター】 ○ 事業所を対象とした研修会の開催要請は実施していないが、今後必要に応じ関係機関への研修会開催要請について検討する。【商工政策課】	○ DVに関する講座を行政からも行い、評価できる。

基本目標	基本方向	基本施策(基本計画)	具 体 施 策 (全48項目)	担当課	27年度事業実施状況	成果・課題(担当課)	審議会評価・意見
IV 女性への暴力根絶	1 女性への暴力根絶と被害者支援	(1) 配偶者からの暴力の根絶に向けた取組 女性に対する暴力、特に配偶者からの暴力が、重大な人権侵害であり、犯罪であることの理解や認識を求め、あらゆる暴力を防止するために各種媒体を通した啓発、暴力を防止する環境づくりを推進します。 暴力には、身体的暴力だけでなく精神的、性的、経済的暴力があることを示しながら、暴力をしない、させないための取組みを進めていきます。特に若い頃から正しい理解を進めることが大切です。若年層でも交際相手からの暴力(デートDV)が発生しており、関係機関との連携を図りながら中・高校生を対象としたデートDV講演会の開催等、啓発の充実に努めます。 また、被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実や、相談カードの設置、配布など相談機能がより発揮できる体制を作るとともに、支援を必要としている被害者に対しては、関係機関との連携による保護施策の充実を図ります。	② DV相談機能(女性ホットライン等)の充実・強化 ○ 講演会等において「相談カード」の配布や、女性用トイレに「相談カード」を設置し、ホットラインの存在を周知徹底する。 ○ 関係各課と連携を図り、相談窓口や、相談事業の周知を図る。	子育て支援課 人権センター 総務課	○ 配偶者からの暴力等に悩む市民の人権を保障するために、引き続きNPO法人福岡ジェンダー研究所に「女性相談業務」を委託した。(かすや地区女性ホットライン)平成27年度に寄せられた相談件数は延べ865件であった。 ○ 家庭支援係をはじめ、庁舎内関係課で受け付けた相談内容や女性ホットラインに寄せられた相談内容を把握し、適切な支援につなげるように努めた。【子育て支援課】 ○ 人権センター前市民啓発コーナーや執務室カウンターに、「かすや地区女性ホットライン」や、人権擁護委員連合会による「みんなの人権110番」カードを常設し、相談窓口の情報提供を図った。【人権センター】 ○ 「かすや地区女性ホットラインカード」にDVやデートDVの注釈を入れたカードを作成し、成人式で配置し、啓発を行った。【総務課】	○ 引き続き関係機関と連携し、相談業務の充実を図る。、市民が利用しやすいように、名称を「こが女性ホットライン」に変更し、事業の周知徹底を図る。 ○ 今後も関係機関との連携を図り、相談内容を把握し、適切な支援につなげるために、事業の周知徹底を図る。【子育て支援課】 ○ 直接相談や電話相談ができないケースもあることから、相談窓口を周知できるカードの増刷やなど、周知方法の工夫が必要と考える。【人権センター】 ○ 次年度は「こが女性ホットライン」と名称を変更し、より古賀市民が相談しやすい体制となるよう、工夫していきたい。また、今後も成人式等の機会を通じて「相談カード」の配布を実施したい。【総務課】	○ 女性ホットラインのカードを女性用のトイレにしていることは非常によい取り組みで評価できる。「こが女性ホットライン」の周知も十分行ってほしい。
			③ DV被害者支援体制の整備と連携強化 ○ 関係各課と連携を図り、被害者の保護及び支援を実施する。 ○ 近隣市町村との連携した取組みを推進する。 ○ 自立までの間、生活支援を行う。 ○ 医療関係者、警察、人権擁護委員、婦人・母子相談員、県女性相談所、配偶者暴力相談支援センター、関係各課等と連携して取組む。	子育て支援課 人権センター 関係各課	○ 関係各課との連絡調整を強化、充実し、相談内容に応じて適切な支援を行い、被害者の保護を行った。平成27年度受けたDV相談は、延べ108件であった。【子育て支援課】 ○ 人権擁護委員と情報を共有し、庁内横断的に連携してDV関係の相談に対応した。また、庁内ネットワーク会議に参加し、その対応等について協議した。【人権センター】 ○ DV対策庁内ネットワーク会議や関係各課、関係機関と連携しながらDV解消に取り組んでいる。【福祉課】 ○ 要保護児童ネットワーク会議と連携し、DV等の情報の早期発見に努めた。【学校教育課】 ○ DV及びびストーカー行為等の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置について、対象者台帳の整理と改善を行った。また関係機関との連絡など引き続き事務の適正化を図った。【市民国保課】 ○ 納税証明の交付において、ドメスティック・バイオレンス等の被害者の保護のための措置を行った。【収納管理課】 ○ 被害者の保護及び支援のため、情報提供については細心の注意を払って業務遂行している。またDV対策庁内ネットワーク会議等を通じて、関係各課との連携強化を図っている。【水道課】 ○ 昨年度に引き続き、DV対策への庁内連携強化を図った。【市税課】 ○ 平成27年度第1回DV対策庁内ネットワーク会議に参加し、DV対策への庁内連携強化を図った。【管財課】 ○ DV被害等に係るシステムの対応状況等について取りまとめ、DV対策庁内ネットワーク会議において説明を行った。【財政課】 ○ 第1回DV対策庁内ネットワーク会議に参加し、DV対策への庁内連携強化を図った。【下水道課】 ○ 介護支援課では、DV相談は高齢者虐待として対応しており、平成27年度においては5件の配偶者間暴力(うち、夫から妻が3件)を主訴とした相談を受けている。保護に至る深刻なケースはなかったが、今後も引き続き相談・支援を継続していく。【介護支援課】 ○ 昨年度に引き続き、DV対策庁内ネットワーク会議を開催し、粕屋警察署生活安全課にも出席していただき、古賀市で発生しているDVの現状を踏まえ、DV対策への庁内連携強化を図った。【総務課】	○ 関係各課との連携をはじめ、今以上に外部関係機関との連携を強化し、適切な支援につなげていく。【子育て支援課】 ○ 他部署が所有している情報を取得することで、現課としての対応がしやすくなり、この体制を確立する必要がある。【人権センター】 ○ DV解消のため関係機関とのさらなる連携強化に取り組む必要がある。【福祉課】 ○ 引き続き、関係機関の情報から、早期にDV等を発見できるよう努めていく。【学校教育課】 ○ 万が一にも住所情報の遺漏がないよう、対応や認識の徹底を図るための全庁的な研修を継続して行う必要性を感じる。【市民国保課】 ○ 平成27年度は該当する証明交付の申請はなかった。課内では年度ごとに担当者に周知を行う。【収納管理課】 ○ 被害者情報を含めた個人情報の取扱いについては今後も慎重に行うとともに、庁内会議等により関係各課との連携を密にしていける必要がある。【水道課】 ○ DV対策について各課が管轄している業務からの取り組みなどを共有した。【市税課】 ○ 市営住宅納付書再発行時などの依頼者確認についてDV対策の意識を継続して持つよう適宜確認していくこととした。【管財課】 ○ 注意喚起を促す等の対応ができていないシステムもある。システム改修は費用的な問題もあるため、関係各課で情報を連携し、本人以外には証明書を交付しない等の対応をする必要がある。【財政課】 ○ DV対策について各課が管轄している業務からの取り組みなどを共有した。【下水道課】 ○ 相談内容に合わせ、状況に応じた関係課と連携しながら対応を行うことができた。今後も引き続き対応を継続したい。【介護支援課】 ○ 財政課,市民国保課,市税課,収納管理課,下水道課,水道課,人権センター,子育て支援課,介護支援課,福祉課,学校教育課から合計21名の出席を得て、DV対策について各課が管轄している業務からの取り組みなどを共有した。今後は、職員研修なども視野に入れ、より連携強化していけるよう、年に1回以上を目途に開催したい。【総務課】	○ かなりデリケートな問題なので、継続して取り組んでほしい。
		(2) セクハラ等女性への暴力の根絶 女性に対する暴力を容認しない社会環境を整えるとともに、セクハラ被害を受けた女性が相談しやすい窓口の充実など、相談機能がより発揮できる体制を作るよう市内企業等への啓発を実施するとともに、支援を必要としている被害者に対しては、関係機関との連携による保護施策の充実を図ります。	① セクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくり ○ 女性に対する暴力を容認しない社会環境を醸成し、安心安全のまちづくりを推進していく。 ○ 県内で暴力根絶の活動をしている民間グループとの連携を保つ。 ○ 職員研修のテーマに取り上げる。	人権センター 総務課 関係各課	○ セクハラ・パワハラ等に関する事業は実施していないが、相談業務において、それらの他にDVやストーカー行為の疑いがある場合の対応について、人権センター内で共通認識を図って相談業務を行っている。【人権センター】 ○ 事業所意識調査より「セクハラ・パワハラ」に対する取組みについて「必要性は感じているが取組みは進んでいない」(10.8%)、「必要性を感じていない」(31.8%)と回答している。【総務課】 ○ 女性に対する暴力のうち、DVに関するものについては、子育て支援課家庭支援係窓口において対応している。【子育て支援課】	○ 相談業務においては、相談を受けた場合は必ずそのことを上司に報告し、そのうえで女性への暴力等の疑いがあれば、課内で情報共有を図り、対応することとしている。【人権センター】 ○ 様々な機会を通じて、事業所にセクハラ・パワハラ等女性に対する暴力を防止する環境づくりへの取組みへの理解を求めていく。【総務課】 ○ 平成27年度は延108件の相談があった。今後も関係各課・機関との連携に継続して取り組む。【子育て支援課】	○ 潜在化している問題である。特にセクハラについては、中小企業へのケアがほとんど進んでいないと思われるので、事業所のセミナーを何かの講座と抱き合わせでもよいので、行ってほしい。